

第19回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月12日（金）13時30分から14時33分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員（18人）

会長	7番	田中 謙一
副会長	2番	宇野 幸太郎
副会長	8番	西村 博
副会長	9番	森元 直紀
	1番	高谷 久美子
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	5番	安井 善次
	6番	山本 公彦
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	12番	横山 成治
	13番	松尾 比古敏
	14番	正田 富美子
	15番	上坂 雅彦
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子
	18番	三田村 美江

4. 欠席（0人）

5. 説明員（1人）

農林水産課

6. 傍聴人（0人）

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	2番 宇野 幸太郎 委員
		3番 大伴 四郎左衛門 委員

第2	議案第66号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
	議案第67号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
	議案第68号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
	議案第69号	農用地利用集積計画について

- 報告第101号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第102号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について
報告第103号 農業者証明について
報告第104号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第105号 農地法第5条許可案件に係る報告について
報告第106号 令和3年度大津市農業委員会委員と農業者等の意見交換
について
報告第107号 令和4年度大津市予算編成等に係る大津市農業委員会の
意見書について
報告第108号 大津市農業再生協議会委員について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局

皆さん、こんにちは。定刻より若干早いのですが、皆さんおそろいですので、ただいまから第19回大津市農業委員会定例総会を開催させていただきます。

皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルスに関しましては、滋賀県では先月29日からステージ1「滋賀らしい生活三方よしステージ」に引き下げられておりますが、最近につきましては、朝晩の冷え込みも厳しくなっておりまして、これからインフルエンザの流行も懸念される時期でもあり、引き続き、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は議席番号18番 三田村 美江委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行については副会長の輪番制としており、議案の審議は、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により会長をお願いしたいと存じます。本日の司会については、中部選出の副会長であります西村 博委員をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、西村 博副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

副会長

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。今も話がございましたように、コロナも1人かゼロの日もございますし、何とか落ち着いてきて、喜んでいるところでございます。それでは、会議を進めていきたいと思えます。

議事に先立ち、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は全委員に出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例会総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェブ会議を導入しております。今月は、17番 榎田 昌子委員がウェブにて本会議に出席されております。

なお、通信状況により、ウェブ会議が中断した場合には、議事を一旦中断することもありますので、あらかじめご了承ください

それでは、議事進行については、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願いしたいと存じます。

また、議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話については電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

2番 宇野 幸太郎 委員

3番 大伴 四郎左衛門 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第66号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例会総会の議決をもとめる。令和3年11月12日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局、資料に基づき説明)

議長

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1の南船路について、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 それでは、説明させていただきます。この土地については、近隣のすぐ隣に面している広い土地ですが、先月の総会の時にも議題に上がっており許可いただきました。そこで、審議いただいたのですが、すぐ横の一角が少し残っております。多分ご存じだと思うのですが、この残った土地については、今の所有者の方が使用するにも非常に不便な状況の土地になっており、このように一緒に使うほうが一番いいというように思っていたのですが、その後、またこういう形で申請が来ております。合わせて有効に使っていただくと、農地として非常にいいのではないかと思いますし、ほかに特に問題があることはないのではないかと考えております。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
 続きます、No. 2の大將軍二丁目について、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 2番の件につきまして、11月5日に本人と面談し、現地でお会いいたしました。結果、現実的には、譲受人が管理しておられ、ほぼ地続きですからすでに一帯で管理されているという状況でございます。これからの管理についても問題がないと判断いたしました。
 以上、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
 ただし、先に事務局から説明がありましたとおり、No. 2の大將軍二丁目については、後ほど審議いただく議案第69号 農用地利用集積計画についての採決の後でお諮りします。
 それでは、No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第66号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
 続きます、議案第67号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年11月12日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりましたので、去る10月25日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員からご報告をお願いいたします。

委員 一日立会で10月25日に行ってまいりました。地元委員、農地利用最適化推進委員と同行しております。

この土地は随分前から農地として使われておらず、かつ草刈り等の整備もなかなか行き届かない状態になっていたところでございます。持ち主が少し離れたところに住んでいるので、なかなかここまで来て手が入らなくなったという現状が最近でございます。農地として使われなくなって、ここを駐車場とかそういうものに使う予定のようでございますが、排水路のところはほかのところに影響のないようにしていただくというお願いもその当時、地元委員からも話がありましたし、内容的にはそのような使い方をぜひして、不耕作を解消できれば最適ではないかなというように思いますので、ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の和邇南浜について、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 この申請地の周辺の農地については、ほぼ私のところが管理している農地です。今回、資料に平面図があると思います。10ページです。これの左側、〇〇の農地をうちらが耕作していきまして、ここの排水が里道を通って北に流れるように、この申請地に流れるようになっていきます。そもそもこの平面図では水路がこの里道に沿ってはなかったのですが、今回、現地確認をさせてもらい排水がきちんと流せるように作ってほしいと要望したところ、この平面図のように更新されました。隣接する農地、それ以外にも〇〇さん、〇〇さんところもうちで耕作していきまして、今後についても注視していききたいと思っております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、何かご意見ございますか。

委員 この県道から当該の土地まで進入路としてよその土地を通られるようになっていっていると思いますが、これの賃貸借とかははっきりしているのでしょうか。

事務局 ご質問いたされた部分、別紙計画平面図で言いますと、10ページ、当該地の上側のことをおっしゃっていただいていたのかと理解しています。

今回の土地は、農地転用の申請としては4条ということで、先ほど申しましたように、貸露天駐車場であったり、貸露天資材置場ということなのですが、今、ご質問いただきました土地の西側、進入路が左のほうに書いてあったりしますが、そちらの土地を現在お持ちの事業者さんが今回の農地転用の借り人ということでございますので、今ご質問いただきました部分については特段問題なく利用ができると考えてございます。説明しなくて申し訳ございませんでした。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見も出尽くしたようですのでお諮りします。
No.1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第67号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年11月12日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、去る10月25日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括してご報告をお伺いします。

委 員 10月25日に実施しまして、地元委員、推進委員に立ち会いいただいております。この土地については、隣接するところが資材置場として使っております。それに隣接することによって、今回の申請に至っております。特に問題になることはないし、事務局からもお話がありましたように特に問題はないかと思っております。この隣接するところが資材置場、石とかたくさん積んでおりますが、その積んでいる過程を見ましても、危険なところは石に少し間を置いて、特に問題がないような使い方もされておりますし、また、この土地も有効に使っていただけるのではないかと思います。用水につきましても、用水路もきちんと整備されるようになっておりますので、問題ないと思っております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の北比良について、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 ここは、先ほどから申されておりましたように、資材置場が一体となって周囲に迷惑をかけることもございませんし、ほかに農地もございませんし、お認めいただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。No. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。

それでは、続きまして、次の議案第65号については、利害関係人である〇〇委員と〇〇委員にはご退席いただきます。

議長 それでは、続きまして、議案第69号 農用地利用集積計画について。このことについて本定例総会の議決をもとめる。令和3年11月12日提出。大津市農業委員会 会長 田中謙一。農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課 説明)

議長 説明が終わりましたので、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案69号 農用地利用集積計画については、妥当との意見を大津市長宛てに回答することにいたします。

それでは、採決を保留しておりました、議案第66号の大將軍二丁目の

件ですが、No. 2についてお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第66号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

ここで議案の審査を終了します。司会を副会長に交代させていただきます。

副会長 それでは、続きまして報告案件です。報告第101号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第102号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第103号 農業者証明について、報告第104号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、以上一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

副会長 ありがとうございます。

続きまして、報告第105号 農地法第5条許可案件に係る報告について、事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

副会長 はい、ありがとうございます。

以上をもちまして一旦報告案件を終了します。そのほか、特に本日、これということがございましたら、お願いします。

事務局 (事務連絡)

副会長 それでは、これもちまして農地系の案件は終了します。事務局の入替えをし、再開いたします。

< 再開 >

副会長 それでは、再開します。

なお、後半部分についても、事前に質問等はありませんでした。この後、押印・隣地者承諾書のあり方検討会も控えておりますので、議事が速やかに進みますよう、よろしく願いいたします。

では、報告第106号 令和4年度大津市農業委員会委員と農業者等との意見交換会について、事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、報告)

副会長 意見交換会の詳細は、12月の役員会で詳細を決めて、報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、報告第107号 令和4年度大津市予算編成等に係る大津市農業委員会の意見書についてです。

先月22日に委員会を代表して、私たち役員より、大津市長に対して、意見書提出をいたしました。会長より報告をお願いします。

会長 ただいま副会長より説明がありましたとおり、10月22日金曜日、10時50分頃より約1時間、秘書課応接室において、大津市より佐藤市長、清水副市長、都市計画部長、産業観光部長、農林水産課長、田園づくり振興課副参事の6名と農業委員会より4名、私と3副会長、〇〇副会長の司会進行により始まりました。冒頭の挨拶は私より、意見書は写真に出ていますように市長にじかに渡しまして、右の写真が副市長、市長と我々4名が写っております。

内容につきましては、意見交換ということで、学校給食、次のページのコロナ禍はじめ情勢の変化について及び都市農業について副会長が説明をされました。その都度、大津市長からの回答がございましたので、また後ほど資料を見ていただきたいと思います。以上でございます。

副会長 ありがとうございます。

続きまして、報告第108号 大津市農業再生協議会委員について、こちらについては、〇〇委員の後を受けて、〇〇副会長に就任していただきますので、報告申し上げます。以上です。

最後に、9日火曜日に草津市で行われました、女性の農業委員会初任者委員のための研修会が開催されました。参加者を代表して〇〇委員から報告をお願いします。

委員 11月9日、女性の農業委員会初任者委員のための研修会がオンラインで開催されました。他4名の委員と出席いたしました。駒澤大学教授の渡辺伊津子さんの「メタ視点のススメ」の講演を聞きました。メタ視点で物事を見たり考えたりする時、ある物の見方を当たり前物を見る見方をせずに、その見方その物を見直す視点を持つことで、見方、考え方の偏りに気づいたり、全く違う視点から見たり考えたりできるようになるということを学びました。その後、事例報告を兵庫県宍粟市の農業委員、鹿児島県枕崎市の農業委員、仙台市の農地利用最適化推進委員のお話を伺いました。それぞれ戸別訪問での総点検活動、農業者年金推進活動、農家への情報提供では人・農地プランの話し合い活動、経営意向調査、マッチング活動等されていました。皆さん、活発にされていることを知ることができたと思えました。以上です。

副会長 ありがとうございます。
 最後、事務局より報告をお願いします。

事務局 (事務局、その他報告)

事務局 新規就農については、できるだけ事務局としても選別してお願いすることになるかと思います。農地を提供して決まりということはありません。あくまで、その方と所有者あるいは農業組合長さんなり、農業委員さんなりと現地なりで立会して、条件やその人の性格などを見ていただくので、言ったらそれで決まりということでもない、その辺、人間性を見て考えていただいたらいいと思いますが、できるだけ情報だけは多岐に持っていただきたいというのが事務局のお願いになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副会長 ほかございませんか。
 それでは、以上をもちまして、第19回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。どうもお疲れさまでございました。

議事録署名委員

議長（田中 謙一 委員） 印

委員（宇野 幸太郎 委員） 印

委員（大伴 四郎左衛門 委員） 印